

[公募型プロポーザル告示]

令和8年度 道市連携海外展開推進事業  
(環境・DX等ビジネス共創支援事業(海外販路拡大支援)) 委託業務  
公募型プロポーザルの実施について

令和8年(2026年)5月14日  
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会

北海道・札幌市海外展開連携推進協議会では、「令和8年度 道市連携海外展開推進事業(環境・DX等ビジネス共創支援事業(海外販路拡大支援)) 委託業務」に係る公募型プロポーザルを実施します。

記

1 業務名

「令和8年度 道市連携海外展開推進事業(環境・DX等ビジネス共創支援事業(海外販路拡大支援)) 委託業務」

2 業務の目的

道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」(以下、「委託者」という)において、環境・DX分野等に関する展示商談会への出展を行い、道内企業が持つ環境・DX等の技術のPR及び商談を実施し、道内企業の競争力向上を図る。

3 業務の内容

(1) 展示商談会への出展

台湾やASEANをはじめとする出展企業とのネットワークを広く構築し、商談対象を拡大するため、台湾で開催される展示商談会へ出展し「北海道・札幌ブース」を設置の上、道内企業が有する技術のPRや商談支援を実施すること。

なお、出展に際し、台湾のみならずASEANへの波及効果も考えた提案とすること。

ア 対象分野

環境・DX

イ 対象地域

台湾、ASEAN

ウ 実施内容

委託者と協議の上、次の項目を実施すること

(ア) 道内参加企業は4~5社程度とする。募集に当たってはDXや環境分野における技術やノウハウ、工業製品、ソリューション等を有し、台湾やASEANなど海外企業への販売やサービス提供を企図する道内企業や海外企業の先進的な技術等を取り込んでビジネス拡大を志向する道内企業を広く募り、参加企業の掘り起こしを行うこと。

また、参加企業の選定に当たっては、参加希望のあった企業に選考調書を提出させ、予め定めた基準を満たした企業を選定すること。具体的な選考基準については委託者と協議し、決定すること。

(イ) 展示商談会に出展する際の「北海道・札幌ブース」は、道内企業の技術に係る資料等を展示できるよう装飾を行うこと。

(ウ) 事前に委託者と協議し、道内参加企業及び商品のリストなどを取りまとめたカタログ(電子媒体可)を作成するなど、展示手法やPR方法は道内技術等を適切かつ効果的に対象地域の企業に伝えることができる内容とすること。

また、カタログ等は、現地のマーケットニーズを調査した上で内容や構成を検討すること。

(エ) 現地企業等の情報の入手及び道内参加企業への提供、サンプル品の輸送等を行うこと

(オ) 展示商談会のすべての期間にわたって、管理・運営を行う責任者1名以上及び参加企業数や状況に応じて適切な人数の通訳員を配置すること。

(カ) 台日産業連携推進オフィス(TJPO)に対して、事前に道内参加企業の情報を提供し、台湾企業複数社の紹介を受け、現地でのマッチングを実施すること。

また、台日産業連携推進オフィス(TJPO)等の関係機関に対して事前にヒアリング調査を実施し、出展企業の募集時に現地のニーズを道内企業へ提供するとともに、現地のニーズに基づく効果的な商談となるようサポートすること。

(キ) 輸出先の多角化を図るため台湾やASEAN企業との商談マッチングを行うこと。

## エ 留意事項

出展する展示商談会は上記ア～ウの項目をすべて実施可能な内容であること、出展ブース運営を現地企業等に依頼する場合は、事前に委託者と協議すること。

## オ 展示商談会

委託者が想定する展示商談会は次のとおり

Taiwan Innotech Expo : 令和8年(2026年)9月17日～19日

## カ フォローアップの実施

展示商談会出展後、出展企業を対象に、現地面談相手等へコンタクトを行い、商談成約を目指して積極的な支援を行うこと。フォローアップの実施期間は展示商談会出展後から令和9年(2027年)2月26日(金)までとする。

なお、想定する支援メニューは次のとおりであるが、これらの支援メニュー以外に成約に資する支援メニューがあれば提案内容に含めるとともに、個別企業情報の取扱には十分に注意する旨の提案とすること。

### ○支援メニュー例

- ・継続商談時の通訳
- ・商談に使用する資料翻訳
- ・輸出手続に係る支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・商談成約に至るまでの参加企業ごとの課題及び対策についてのアドバイス ほか

## (2) 現地関係団体等への訪問

展示商談会出展の際に、台北市内及び近郊において出展企業を対象とした関係団体や企業訪問、視察等を実施すること。

実施に当たっては、事前に参加する道内企業が希望する視察先を聴取の上、環境・DX分野等に関連する訪問先を設定すること。

なお、訪問先の決定については、参加者のニーズも踏まえた上で、委託者と協議の上、決定すること。

## (3) アンケートの実施

展示商談会出展及びツアー実施後、道内参加企業に対して、今後の事業構築・展開に資することを目的としてアンケートを実施すること。

なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

## (4) 事業報告書の作成

上記の実施結果について、次の成果品を委託者に提出すること。

ア 実績報告書(別記第14号様式)

イ 事業報告書及び概要版事業報告書

ウ 事業報告書においては、商談や展示商談会の実施結果を取りまとめるとともに、商談については、具体的な検証・分析を行い、道内参加企業が得られた具体的成果及び道内参加企業が取るべき今後の改善策について記載すること。

エ 概要版はA4版10ページ程度(サマリー1枚+その他概要10枚程度)とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとすること。

また、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

## (5) 成果品の提出

以下の成果品を委託契約期間内に提出すること。

(4)イで示した事業報告書及び概要版(紙媒体(A4版)):5部、電子媒体:1式)

なお、各業務の進め方については、適宜、委託者と協議の上、決定するものとする。

## 4 契約期間

委託契約日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

## 5 プロポーザル参加の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。  
ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

- イ 市区町村税
- ウ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
- エ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。

また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

(9) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 6 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとするものは、アからエまでに定めるところにより、5 に掲げる資格を有するかについて審査を申請しなければならない。

なお、一つのコンソーシアム又は単体法人が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

- ア 提出部数 1 部
- イ 提出期限 令和 8 年（2026 年）6 月 8 日（月）17 時 00 分（必着）
- ウ 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出部数 7 部（法人名等については 2 部のみ記載し、残り 5 部にはそれらを記載しないこと。また、文中にも法人名等を記入しないこと。）

(2) 提出期限 令和 8 年（2026 年）6 月 8 日（月）17 時 00 分（必着）

(3) 提出場所 下記問い合わせ先に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）

## 8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 9 最良の提案をした者の選定方式

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 11 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否  
要

(3) その他留意事項

- ア 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- イ 企画提案書に関するヒアリングを行う。
- ウ 審査結果及び特定者名は、公表する。
- エ 詳細は説明書による。

## 12 関係資料（応募に当たっては必ず確認のこと。）

企画提案指示書	P D F 形式
参加表明書作成要領	P D F 形式
参加表明書様式	W o r d 形式
参加表明書別添資料	W o r d 形式

社会保険等適用除外申出書	W o r d形式
コンソーシアム協定書	W o r d形式
企画提案書作成要領	P D F 形式
企画提案書様式	W o r d形式
誓約書	W o r d形式

13 主なスケジュール（予定）

参加表明書の提出期日	令和8年（2026年）6月8日（月）
企画提案書の提出期日	同上
プロポーザル審査会	令和8年（2026年）6月10日（水）
契約締結	令和8年（2026年）6月下旬頃

14 問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
 北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局（北海道総合政策部国際局国際課）  
 電話 011-204-5342（直通）  
 担当 東、島田